

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 29日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山口県周南市徳山港町3番1号	
氏 名 三井化学株式会社 徳山分工場	
分工場長 富田 博	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0834-31-5880	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井化学株式会社 徳山分工場
事業場の所在地	山口県周南市徳山港町3番1号
計画期間	令和8年 4月1日 ~ 令和9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業
②事業の規模	88億円/年
③従業員数	54人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	徳山分工場では、ウレタン樹脂の原料であるポリエーテルを製造している。発生する産業廃棄物処理はすべて外部委託している。一連の処理の工程については別紙3及び別紙4に示す。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙5参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃油（廃油POP、廃溶媒）については、有価にて再生利用可能な会社を検討した。 数年検討を実施した結果、性状の安定化等の問題で有価引取りが難しい状況。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃油（廃溶媒）については、引続き有価にて再生利用可能な会社を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないよう、工事元請会社の排出責任により確実な分別・保管・処理を依頼する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる会社を選定し、書面による契約を実施している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・委託先の処分業者について、定期的に現地確認等を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 2－2 の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理会社から選定する。 ・委託先の処分業者について、定期的な現地確認等を実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1 9 7 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物の年間排出量が 50t 以上のため、 平成 3 1 年 4 月より電子マニフェスト移行している。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

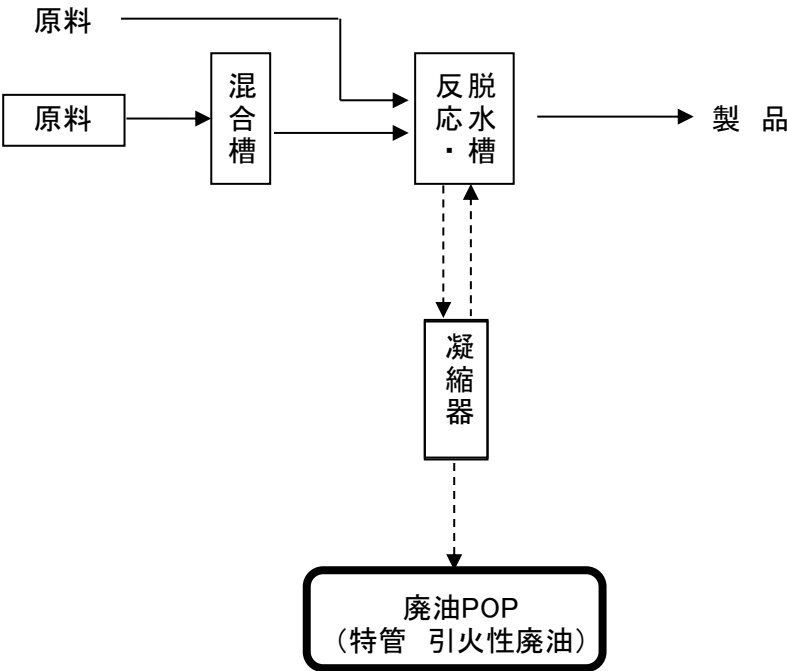
別紙2-2

多量排出事業者 名 称	三井化学株式会社 徳山分工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
-------------	----------------	----------	-----	-------	------

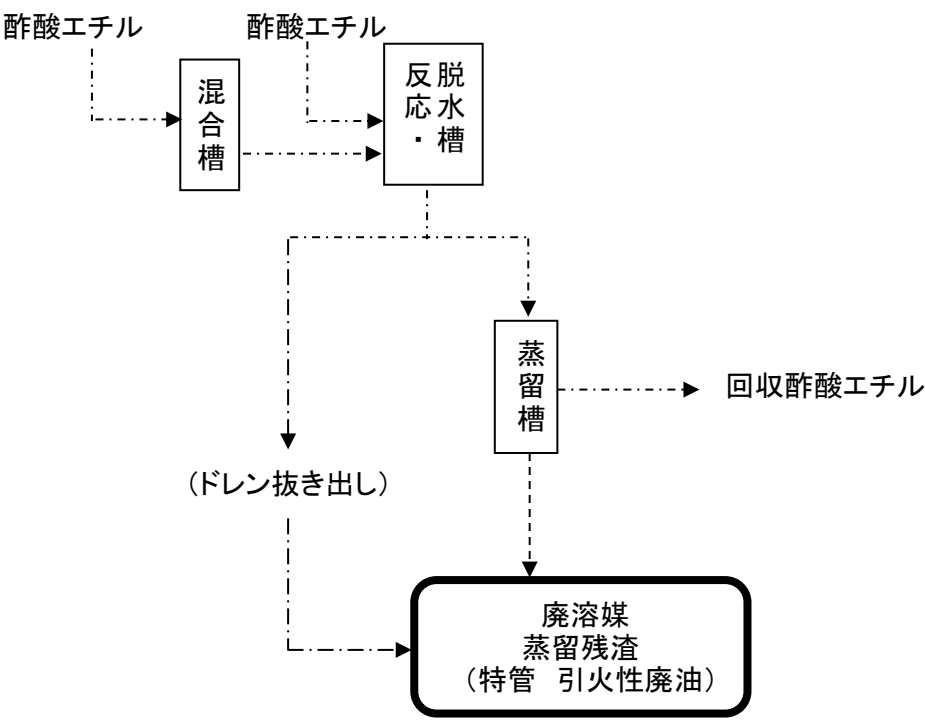
(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	184.920	188									184.920	188	184.920	188					184.920	188
	廃酸	1.658	1									1.658	1	1.658	1						
	廃アルカリ	1.434	3									1.434	3	1.434	3						
	感染性産業廃棄物																				
	PCB																				
	PCB汚染物		2										2		2						2
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	9.090	10									9.090	10	9.090	10						
	計 (B)	197.102	204	0	0	0	0	0	0	0	0	197.102	204	197.102	204	0	0	0	0	184.920	190

別紙3 廃棄物フローシート(特別管理産業廃棄物)

ポリマーポリオール製造プラント

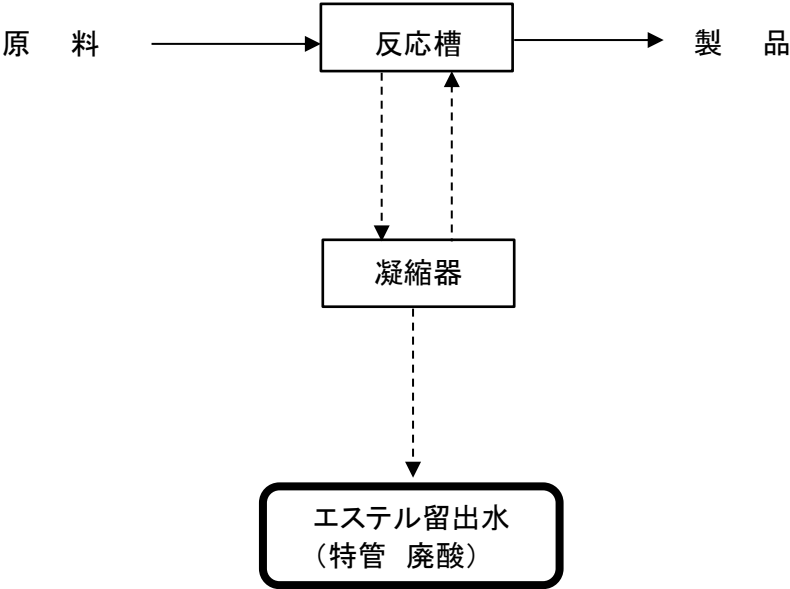


ポリマーポリオール製造プラント洗浄工程



別紙3 廃棄物フローシート(特別管理産業廃棄物)

ポリエステルポリオール製造プラント



別紙4 廃棄物処理フロー図(特別管理産業廃棄物)



別紙 5

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理組織図

統括責任者		所属：徳山分工場	役職：分工場長
特別管理産業廃棄物管理責任者		組織名：安全・環境・品質グループ	役職：—
役割	統括責任者	特別管理産業廃棄物の処理及び管理を統括する	
	特別管理産業廃棄物管理責任者	1. 特別管理産業廃棄物の処理・処分に関する長期的計画を立案・実施 2. 環境の汚染を防止するため、排出部門長と緊密な連絡をとる。 3. 「廃棄物運搬予定表」、「廃棄物等処理調査依頼書」により工場の廃棄物の発生量・組成等を把握し、合法的、合理的な運搬、処理・処分方法を立案・実施する。 4. 特別管理産業廃棄物を外部に処分委託する場合は、県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者に運搬ならびに処分を委託する（優良認定処理業者を優先）。その際、廃棄物の種類等、適正処分を行うため処理しやすい形で引き渡すとともに、工場の廃棄物の最終埋立率が1.0%以下となる様、処理計画を立案している。	